

(写)

伊達市立各小中学校長 様

伊達市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における熱中症防止の徹底について（通知）

報道等でもご承知のとおり、令和 5 年 7 月 2 8 日、米沢市において中学生が部活動の帰り道、熱中症の疑いで倒れ、その後死亡するという痛ましい事故が発生しました。

本市においては、例年にも増して気温の高い日が多く、熱中症による事故の発生が懸念されるところです。

ついては、児童生徒の命を守ることを最優先に考え、各学校の夏季休業中の部活動等において、下記のとおり、活動の実施の有無も含めて、熱中症対策を徹底願います。

記

- 1 暑さ指数（WBGT）は、活動前をはじめ、少なくとも 1 時間に 1 回は活動場所ごとに正しく計測すること。
- 2 計測した結果は、別紙 1「学校における熱中症ガイドライン作成の手引き（概要版）第 3 章暑さ指数（WBGT）について」及び別紙 2「学校部活動の在り方に関する方針（令和 5 年 3 月福島県教育委員会）」に基づき、適切に対応すること。
暑さ指数が
 - 3 1℃以上の場合は、活動の途中であっても、運動は原則中止とすること。
 - 2 8～3 1℃の場合は、激しい運動は中止すること。
 - 2 5～2 8℃の場合は、積極的に休憩をとること。
 - 2 1～2 5℃の場合は、積極的に水分を補給すること。
- 3 熱中症警戒アラートは前日 1 7：0 0 及び当日 5：0 0 ごろに発表されます。熱中症警戒アラートは、暑さ指数が 3 3℃以上と予想される場合に発表されるものであることから、発表された場合は、活動を実施しない、または、冷房設備の整った場所で活動を行うこと。
- 4 登下校の熱中症の事故防止のため、下校前に体調の確認を確実にすること、また登下校中に水分補給をするよう指導すること。
- 5 別紙 3「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」（文部科学省）に基づき、確実に対策を講じること。
- 6 部活動実施の有無、熱中症対策については、個々の部活動顧問等の判断によるものでなく、管理職の指導により学校の方針を明確にしたうえで講じること。
- 7 2 学期以降の熱中症対応については、2 学期始業式前に改めて通知します。

（事務担当 学校教育課長 邊見年成 電話573-5833）